

プレイパーク109 掲示板掲示要項

1. 趣旨

本要項は、小山市役所 市街地整備課(以下、「市街地整備課」という)が、市街地整備課所管のプレイパーク109(以下、「広場」という)の掲示板を使用して情報発信するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

2. 対象施設概要

施設名称: プレイパーク109

所在地: 小山市大字土塔247-27

面積: 2,373 m²

広場内施設: 芝生広場、インターロッキング舗装広場、広場内園路、水飲み場、カマドベンチ、フェンス、ポラード

※トイレは令和5年度中に使用開始予定

※便益施設(コミュニティスペース等)等は今後検討し設置予定

3. 掲示基準

掲示板に掲示するポスター・チラシ等(以下、「掲示物」という)は、次の範囲のものとなります。

(1) 広場関連情報

- ・広場内での活動(イベント等)に関する情報
- ・広場整備に関する情報

(2) 市政情報

- ・市の施策及び事業やその成果に関する情報
- ・市が主催または共催等する行事、事業、募集などの情報
- ・市が委託する事業に関する情報

(3) 民間事業者、NPO 法人、個人事業主又は任意団体などの団体の活動のうち市民を対象とした活動等の情報で、次の(ア)～(カ)に該当しないもの

(ア) 営利を目的としたもの(広場内でのイベント等は除く)

(イ) 政治的または宗教的活動を目的としたもの

(ウ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等

(エ) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 5 項に規定する指定暴力団等の活動に関するもの

(オ) 第三者を誹謗・中傷・差別する内容を含んだもの

(カ) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れのあるもの

(4) その他市長が必要と認めたもの

4. 掲示条件

- ・掲示物のサイズは A1 サイズ以下とします。(A4 サイズ推奨)
- ・掲示期間は最長1カ月間とし、それを越える場合は再申請をすることとします。

5. 提出書類

- (1) プレイパーク109 掲示板掲示許可申請書(様式第1号)
- (2) 実際に掲示する掲示物

※掲示期間は、最短 1 日～最長 1 ヶ月程度とします。

6. 掲示許可

市街地整備課は、申請書を受け付け、その内容が前記 3(1)～(4)のいずれかを満たし、かつ掲示板に空きがある場合に限り掲示を許可し、掲示物に押印します。ただし、掲示を許可した場合でも申請した内容に反するなど、本要項の趣旨から逸脱し、市から再三の警告等を発せられても改善が見られない場合は取り消すことがあります。

7. 掲示物の掲示

掲示物の掲示は、掲示許可後に市街地整備課職員が行います。

8. 掲示物の撤去

掲示許可を受けていない掲示物や掲示期間を過ぎた掲示物、「6. 掲示許可」における改善が見られない掲示物等の撤去は市街地整備課職員が行います。また、掲示物の返却を希望する場合は撤去後に返却します。

9. その他

この要項に定めのない事項または疑義が生じた場合は、市街地整備課の解釈に従うこととします。

10. 申請先・連絡先

小山市 都市整備部 市街地整備課 東部地区支援係
〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1 (小山市役所本庁4階)
電話:0285-22-9386 / FAX: 0285-22-9685
E-mail:d-kuseiri@city.oyama.tochigi.jp

附則 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。